

米国内務省国立公園局パールハーバー国立記念公園と日本国広島県広島市平和記念公園による 姉妹公園協定書

米国内務省国立公園局パールハーバー国立記念公園（以下「パールハーバー国立記念公園」）と日本国広島県広島市平和記念公園（以下「平和記念公園」）は、以下まとめて「公園」と称するものとする。本文書で言及する用語「公園」は、施設（平和記念公園の場合は広島市が所有する施設に限定する）、職員、それぞれの国の敷地内施設の管理・維持・運営に関して責任を負う他機関を含むものとする。両公園は、

平和・文化・観光・教育の促進に向けた協力関係を強化するため、公園と保護地域の設置・運営に対する公園間の共通の関心を認識し、

公園の管理・運営のための情報交換や非公式の教育活動交流において公園間の協力強化に留意し、

本協定によってパールハーバー国立記念公園と平和記念公園との間で姉妹公園協定を締結し、平和と和解の架け橋の役割を果たしていく。

第1条 目的

両公園は、管理と保全、過去から学ぶ事、未来の新たな考えを共有し、多くの人に訪れてもらうことで公園の重要性を理解してもらうという共通の理想を掲げている。「姉妹公園」関係の目的は、両公園のこれらの目標の達成に向け、国際協力と両公園の相互利益を促進するとともに、国際協力プロジェクトを通じて両公園の人材の経験を豊かにし、研修を充実させることにある。この関係は、両公園が、窓口となるコミュニティー、地域および地元経済、友好団体、パートナー機関と協力する地域の取り組みなど、連携に向けたさまざまな経験とアプローチを共有することで恩恵を得ることを可能にする。これは主に、運営者が有する実用的で専門的な知識、情報、データ、技術、研修、経験を交換していくことで達成できる。

第2条 協力分野

長年にわたり歴史的な場所を保護・管理してきたことにより、それぞれの公園は貴重な経験を積み上げてきた。両公園は、相互交流と協力関係を強化することで、将来世代のためにこれらの史跡の重要性と価値への知識を深めつつ、それぞれの公園の保全と活用の向上を期待する。

この協定の下で、情報の提供および交換、相互の関心分野における研修・会議・シンポジウム・専門家交流への参加、その他双方で決めた協力活動に従事する。

協力活動のための特定関心分野には以下を含むが、その限りではない。

- 歴史的建造物と景観の復元に向けたリソース管理の手法および技術に関する経験の交換
- 保全および教育を目的とした、電子通信およびバーチャル・リアリティやデジタル画像など技術情報の交換
- 若い世代向けの教育とカリキュラムの企画・設計を含む、教育手法、プログラム、および施設に関する経験の交換
- レクリエーションおよび観光の運営・企画に関する経験の交換
- 公園支援に向けたボランティアと「友好」団体の育成に関する経験の交換
- 公園ウェブサイトを用いた姉妹公園の広報活動の実施

相互のプロジェクトは将来定めることができる。プロジェクト企画に関しては、特定のテーマおよび両公園の関心事項を取り上げるものとし、両公園が企画を提出・承認した場合に実施することができる。

第3条 資金

本協定の条件の下で実施されるいかなる活動も、資金が利用可能であることを条件とする。

本協定の下で実施される交流活動の諸経費は、平等と相互利益の原則に応じて負担するものとする。また、負担額は、両公園の交流責任者が交流事業ごとに事前に決めるものとする。

本協定は、両公園が協力する基本的事項を概括的に定めるものであり、これにより財政的または資金的な義務を負うものではない。

第4条 実施機関および連絡先

本協定の調整および実施を担う事務所、ならびに連絡先は以下の通りとする。

パールハーバー国立記念公園：トム・レザーマン最高責任者
平和記念公園：松井一實広島市長

連絡先に変更が生じた場合、変更が生じる公園から相手側に、書面で30日前に通知するものとする。

第5条 その他規定

両公園は、本協定の成果に関する報告書を作成し、共有することができる。また、連携・協力から得られる経験、ならびに交換した専門データも、公園の職員間で共有できるものとする。

本協定は、それぞれの国の法律および他の規則に基づいて実行されるものとする。本協定に法的拘束力はなく、一方の国の国際的義務の変更や、それに対する干渉を意図するものではない。

本協定の解釈あるいは実行から生じる相違については、まず公園間の直接の協議と交渉により解決を図るものとする。

第6条 期間、変更、終了

本協定の下での活動は、署名と同時に開始することができ、5年間継続できる。満了日90日前までに書面にて終了の通知がない場合は、5年間延長することができる。また、本協定は、公園間の書面合意をもって変更を可能とする。

本協定の下での活動は、どちらか一方の公園によっていつでも終了することができる。終了を求める公園は、その90日前までに書面にてその旨を通知するよう努めなければならない。

2023年06月29日、日本国東京都にて、英語と日本語の2部に署名

米国内務省国立公園局パールハーバー国立記念公園を代表して	日本国広島県広島市平和記念公園を代表して
	